

川口市介護に関する入門的研修実施業務委託に係るプロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、介護に関する入門的研修実施業務の遂行にあたっては、豊富な知識・経験並びに高度な企画・調整能力及び専門的技術力を必要とすることから、委託する事業者をプロポーザル方式により選定するため、その実施方法等必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

- (1) 業務名 介護に関する入門的研修実施業務委託
- (2) 履行場所 中央ふれあい館 講座室
- (3) 履行期間 契約締結日から令和6年2月29日(木)まで
- (4) 業務内容 別紙仕様書のとおり

3 実施形式 公募型

4 見積限度額 992,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

5 スケジュール

- | | |
|----------------------|--------------|
| (1) 公募開始 | 令和5年6月 7日(水) |
| (2) 参加申込の受付締切日 | 令和5年6月21日(水) |
| (3) 参加資格の確認結果通知 | 令和5年6月23日(金) |
| (4) 質問締切日 | 令和5年6月27日(火) |
| (5) 質問回答日 | 令和5年6月29日(木) |
| (6) 提案書提出締切日 | 令和5年7月13日(木) |
| (7) ヒアリング(プレゼンテーション) | 令和5年7月19日(水) |
| (8) 選定結果通知日 | 令和5年7月26日(水) |

6 参加資格

次の要件全てに該当する者とします。

- (1) 令和5年度川口市物品入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項(※)の規定に該当しないこと。

- ※①当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
②破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
③暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に掲げる者

- (3) 川口市有資格業者に対する指名停止等の措置基準の規定による指名停止措置の期間中でないこと。
- (4) 川口市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱の規定による指名除外措置の期間中でないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく会社更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）の規定に基づく精算の開始又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- (7) 同一の案件に参加しようとする者のうちに、その者の代表者（見積り及び契約の締結権限を有する受任者を含む。）と同一人が代表者となっている者が含まれていない者であること。
- (8) 提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。

7 参加申込手続

参加を希望し、参加資格を満たす者は次のとおり書類を提出してください。

(1) 参加申込書

- ア 受付期間 令和 5 年 6 月 7 日（水）～令和 5 年 6 月 21 日（水） 17 時
（時間厳守、郵送の場合必着）
期間外の提出は受け付けません。
- イ 提出方法 持参又は郵送
- ウ 提出書類 ①参加申込書
②過去 2 年間における事業実績がわかるもの
- エ 提出先 〒332-8601 川口市青木 2-1-1
川口市福祉部介護保険課事業者係
担当 荒川・曾良・川久保・山口

(2) 提案書（任意書式）

- ア 受付期間 令和 5 年 6 月 7 日（水）～令和 5 年 7 月 13 日（木） 17 時
（時間厳守、郵送の場合必着）
期間外の提出は受け付けません。
- イ 提出方法 持参又は郵送
- ウ 提出書類 ①提案書（6 部）
※提案書に社名は入れないでください。
②見積書（6 部）

エ 提出先 〒332-8601 川口市青木2-1-1
川口市福祉部介護保険課事業者係
担当 荒川・曾良・川久保・山口

8 参加資格の確認通知

- (1) 通知期限 令和5年6月23日(金)までに、参加の可否を通知します。
- (2) 通知方法 参加申込書に記載されたFAXもしくはメールアドレスへ通知

9 質問回答

- (1) 質問方法 FAX又はメール(様式第2号)
電話又は口頭による質問は受け付けません。
- (2) 質問書送付先 FAX 048-258-7493
メールアドレス 087.04030@city.kawaguchi.saitama.jp
- (3) 質問受付期間 令和5年6月27日(火)まで
- (4) 質問回答期限 令和5年6月29日(木)まで
- (5) 回答方法 質問書に記載されたFAXもしくはメールアドレスへ通知

10 ヒアリング(プレゼンテーション)

- (1) 日時 令和5年7月19日(水)(時間は別途通知)
- (2) 場所 川口市役所第一本庁舎 2階 201会議室
- (3) 出席者 2人以内
- (4) プレゼンテーション 30分以内 質疑応答 30分以内
- (5) 資料 6部

11 選定項目

別紙選定項目表のとおり

12 選定方法

- (1) 選定項目に基づき、提案書、ヒアリング等の実施により行います。
- (2) 選定の結果、評価点の合計が最も高い者を優先交渉権者とし、随意契約の交渉を行います。ただし、その者と合意に至らない場合は、評価点の高い順に交渉を行います。
- (3) 評価点の合計が同点の場合は、選定委員会の多数決により順位を決定します。
- (4) 次の事項のいずれかに該当する提案者は失格(選定対象からの除外)とするとともに、その参加申込書及び提案書を無効とします。

- ア 提出期限を過ぎて提案書を提出した者
- イ 提案書に虚偽の内容が記載されている者
- ウ ヒアリングに参加しなかった者
- エ 選定の公平性を害する行為があったと選定委員会が認めた者
- オ 見積書の金額が見積限度額を超えている者

1.3 選定結果の通知

選定結果は、ヒアリングに参加した者全者に令和5年7月26日（水）までに書面で通知する。

1.4 提出された書類について

- (1) 提出された書類は返却しません。
- (2) 提出された書類は、このプロポーザルに係る選定以外には使用しません。ただし、情報公開請求があった場合には、川口市情報公開条例に基づき、第三者に開示する場合があります。
- (3) 提出後の訂正、差替えは、川口市から指示があった場合を除き認めません。

1.5 契約条件

- (1) 優先交渉権者と、委託内容、仕様書、経費等について交渉を行ったうえで、再度見積書の提出を求め、契約を締結します。
- (2) 契約保証金は、川口市契約に関する規則第19条により契約金額の100分の10以上の納付となります。ただし、川口市契約に関する規則第20条に該当する場合は契約保証金を減免します。
- (3) 委託事業の全部又は主要部分を一括して第三者に再委託することはできません。
- (4) 委託事業の実施に際して個人情報を取得したときは、川口市個人情報保護条例の規定に基づきこれを適切に取り扱うものとします。
- (5) その他契約に関する条項は川口市契約に関する規則によります。

1.6 その他

- (1) このプロポーザルにかかる費用は、すべて参加者の負担とします。やむを得ない理由によりこのプロポーザルが中止された場合においても、それまでに要した費用を川口市に請求することはできません。
- (2) 参加を辞退する場合は、辞退届を提出してください。
- (3) 提案書の著作権は、その提案書を作成した者に帰属するものとしますが、契約相手となった者の提案書については、川口市が無償で使用できるものとします。
- (4) 選定後又は契約締結後に、優先交渉権者の提案書における虚偽内容の記載又は

選定の公平性を害する行為があったと判明した場合は、優先交渉権の取り消し又は契約を解除することがあります。

1.7 問合せ先

川口市福祉部介護保険課事業者係 担当 荒川・曾良・川久保・山口

〒332-8601 川口市青木2-1-1

電話 048-259-7293 (直通)

FAX 048-258-7493

メールアドレス 087.04030@city.kawaguchi.saitama.jp